

大田市生活バス運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月1日

大田市長 楯野弘和

大田市規則第70号

大田市生活バス運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市生活バス運行に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第4条 使用料の徴収方法については、次のとおりとする。

- (1) 普通乗客運賃は、下車の際現金を乗務員が徴収する。
- (2) 定期乗客運賃及び回数乗客運賃は、本人の申請により定期券又は回数券の発行と引換えに徴収する。
- (3) 企画チケットに含まれる普通乗客運賃は、第1号の規定にかかわらず、企画チケットの発行と引換えに徴収する。

第5条中「定期券」の次に「又は企画チケット」を加える。

第8条中「又は回数券」を「、回数券又は企画チケット」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。